

心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用の注意喚起のお願い

心身障害者用低料第三種郵便物は、心身障害者を主たる構成員とする団体がその福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を低廉な郵便料金で郵送できる制度であり、一般の郵便を利用される方の負担で成り立っています。このため、この制度を不適正に利用することは、制度の存続をも揺るがすことになることから、この制度の目的・利用の条件等についてご理解いただくとともに、この条件に違反するような営業活動を受けた場合には、ご注意いただきますようお願いいたします。

1 心身障害者用低料第三種郵便物とは

心身障害者を主たる構成員とする団体が、心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を内容とする郵便物であって発行人から差し出されるものであり、郵便事業株式会社の承認が必要となっています。

(1) 心身障害者用低料第三種郵便物の主な承認条件

- ①年4回以上発行される定期刊行物を内容とするものであること
- ②心身障害者団体が発行する心身障害者の福祉を図るための定期刊行物を内容とするものであること
- ③上記②について、厚生労働省又は都道府県等の地方公共団体が証明したものであること
- ④定期刊行物の印刷部分に占める広告の比率が50%以下であること
(注)印刷部分の対象に封筒等の外装を含めることに改正されます
- ⑤あまねく発売されるものであること(有料購読比率が80%以上であること)

(2) 他の郵便物との料金比較

・ 第一種郵便物 (封書)

定形 (25gまでの料金)	80円
(<u>広告郵便物 (最大割引48%割引)</u>)	<u>41円</u>
定形外 (50gまでの料金)	120円

・ 第三種郵便物

低料第三種郵便物	
月3回以上発行の新聞紙	40円
心身障害者団体発行の月3回以上発行の新聞紙	8円
心身障害者団体発行のその他の定期刊行物	15円
例: 低料第三種郵便物は50gまでの料金	

2 同制度の不適正な利用

承認の条件（特に、上記（１）⑤）を満たさないDMを内容とする郵便物を、心身障害者用低料第三種郵便物の低廉な料金で郵送する事案が発生しました。

3 総務省及び郵便事業株式会社における主な再発防止策

総務省及び郵便事業株式会社において再発防止策を実施しています。

○郵便約款の改正（６月１日改正）

- ・同時に大量に差し出される場合に有料購読比率の確認資料の提出を義務づけ、提出がない場合には引受けを拒否
- ・広告掲載量制限（定期刊行物の印刷部分の５０％以下）の対象に封筒等の外装を含める

○郵便事業株式会社の社内マニュアルの改正

- ・心身障害者団体であることの証明について、３年ごとの提出の義務づけ

○郵便事業株式会社における内部監査体制の整備